

## 胎内市雇用安定化事業補助金交付要綱

令和2年4月27日

告示第65号

改正 令和3年5月6日告示第88号

改正 令和3年5月10日告示第93号

(趣旨)

第1条 市長は、市内の中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者（以下「中小企業者等」という。）の雇用の維持を図るため、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第1項第1号並びに雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第102条の2及び第102条の3の規定に基づく雇用調整助成金又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和2年法律第54号）第4条及び第5条の規定に基づく新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（以下「助成金等」という。）の交付を受けようとする者に対し、その申請に要する費用について、予算の範囲内において胎内市雇用安定化事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、胎内市補助金等交付規則（平成20年規則第1号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に本社又は本社機能を持つ事業所を有し、当該事業所が雇用保険法の適用を受ける中小企業者等で、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置を適用して雇用調整助成金を受けようとするもの
- (2) 市内に住所を有し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の支給対象である者
- (3) 市内に本社又は本社機能を持つ事業所を有し、前号に規定する支給対象者に代わって申請する者

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、助成金等の支

給申請手続（当該申請の前に行う休業等実施計画届又は出向実施計画届（以下「休業等実施計画届等」という。）の提出を含む。）を社会保険労務士に委託した場合における当該委託に係る経費とする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、補助対象経費の全額とし、10万円を上限とする。ただし、交付額の合計額が上限額に満たない限り、同一年度内における申請回数に制限を設けないものとする。

（交付申請等）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、胎内市雇用安定化事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）（個人が申請する場合にあっては、胎内市雇用安定化事業補助金交付申請書兼実績報告書（個人用）（様式第2号））に必要書類を添えて、補助対象経費の支払を全て終えた日又は当該経費に係る助成金等の支給申請を行った日のいずれか遅い日の翌日から起算して6月以内に市長に提出しなければならない。

（交付決定等）

第6条 市長は、前条の規定による交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、速やかに補助金の交付の可否を決定し、及び補助金の額を確定し、その旨を胎内市雇用安定化事業補助金交付決定通知書兼額の確定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第7条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた者があった場合は、当該交付決定を取り消すことができる。

2 前項の場合において、市長は、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年5月10日から施行する。





様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 5 条関係)

様式第 3 号 (第 6 条関係)